

発議案第 1 1 号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	伊 東 幹 雄
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志
	同	植 田 進
	同	末 永 隆
	同	三 田 登
	同	緑 川 利 行
	同	横 山 博 美

提案理由

国に対し、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める。

これが、本案を提出する理由である。

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた一方で、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方公共団体から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金等を要求してきたが、2つの交付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない状況となっている。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制が維持できないなど地方消費者行政が後退していく懸念がある。

消費者庁には地方支分部局がないこともあいまって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を要望するものである。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度予算で確保できなかった交付金の額について、補正予算で手当てすること。
 - 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
 - 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うこと等の効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）様